

2009年10月号

社会福祉法人 葦の家福祉会だより

〒814-0153 福岡市城南区樋井川4-1-17 092(873)7481

ご挨拶

気がつくと12年が過ぎて、社会福祉法人葦の家福祉会も、9月27日から7期目がスタートしました。今期は退任の方に代り、新たに理事2名、評議員4名の方を迎え、これまで以上に各事業所の環境を整え、地域の人々に信頼を得る福祉事業所としての事業運営に力を出し尽くさなければと思っています。法人事業も一つ二つと増えて、これからもその延長上なのですが、法人全体の動きと、障がい児者に関する様々な問題、課題点など各事業の実態も含めて広くお知らせして行こうと考え、法人だより第1号を発行することにしました。生活介護、ホームヘルプ、日中一時支援、短期入所、福岡市知的障がい者地域生活支援センターなど、どの事業も多くの課題を抱えていて、多少内容が重いかもしれませんが、障がいのある人々の願いは、障がいのある人もない人も地域で普通に生きていくことだと思っております。その願いがかなうために、現状を広く、深く、多くの方々に知ってほしいと思っています。出来るだけ読みやすく、わかりやすくを心がけて、法人だよりの続刊に努力します。どうぞ、激励、苦言などお待ちしております。

理事長 大石敏子

第7期新役員・評議員が選任されました

(任期は平成21年9月27日～23年9月26日)

- 理事 大石敏子 (理事長、福岡市障がい者関係団体協議会理事)
- // 坂本良二 (葦の家後援会長、職務代理者1位)
 - // 齋藤英明 (城南区民生委員児童委員協議会役員、職務代理者2位)
 - // 有馬 洋 (利用者家族、福岡医療短期大学准教授)
 - // ○中原義隆 (福岡市身体障がい者福祉協会理事長、福岡市障がい者関係団体協議会会長)
 - // ○福山良弘 (司法書士事務所所長、福岡県社会福祉士会理事)
 - // 友廣道雄 (葦の家、ほっとほっと管理者、地域生活支援センター葦の家所長
法人事務局長)
 - // 末次恵一 (福岡市知的障がい者地域生活支援センター葦の家職員)
- 監事 吉浦秀紀 (行政書士・会計事務所 吉浦事務所所長)
- // 石松 周 (障害者の生活と権利を守る福岡県連絡協議会会長)
- 評議員 津崎すみえ (城南区第7地区民生委員児童委員)
- // 向井顕一郎 (元福岡市立花畑中学校PTA会長)
 - // 吉田修一 (工房まる所長)

- // 下瀬飛鳥 (なかよし共同作業所所長)
- // ○大川絹代 (あっとホームヘルパーステーション、生活介護ぼすと管理者)
- // 百田恵子 (利用者家族)
- // ○柴田章子 (利用者家族)
- // ○仲村成司 (葦の家サービス管理責任者)
- // ○豊村佳代子 (ヘルパーステーションほっとほっとサービス提供責任者)
- // 理事兼任者 8 名

※退任 理事・評議員 (名誉理事就任) 有吉時寛、水原恭子
 評議員 藤 環、上片野亮、永井夏代

○印は新任

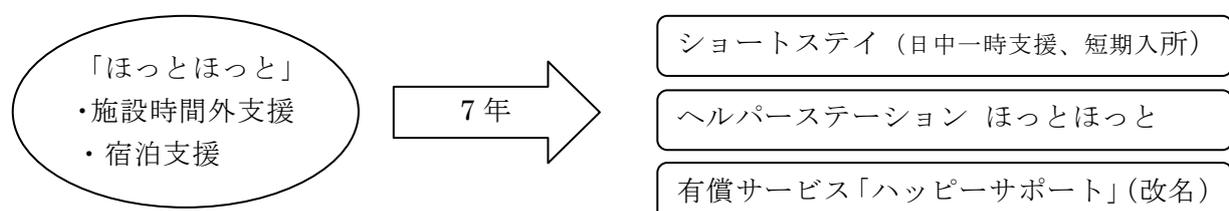
生活支援関連事業特集

葦の家福祉会では、障がい児者と家族の地域生活支援事業を展開していますが、その概要と課題などをお知らせします。少子高齢化が進展し、地域機能が低下していく中、生活支援のニーズは日々高まっていますが、各事業が通所施設や他事業所と連携したトータルな支援を求められています。

◇生活支援関連事業整備の経緯

S 60 年 4 月	無認可共同作業所開所
H 9 年 10 月	社会福祉法人 葦の家福祉会 法人認可
H10 年 6 月	知的障がい者 通所更生施設 葦の家 開所
H11 年 11 月	障がい児者地域生活支援ネット「ほっとほっと」開設 (現ハッピーサポート)
H15 年 6 月	短期入所事業開始 (17:30 までの日中預かり ; 現 日中一時支援)
H18 年 5 月	短期入所 (日中預かり) 22:00 まで延長認可。 ヘルパーステーション ほっとほっと開設
11 月	宿泊短期入所事業認可
H19 年 3 月	相談支援事業認可
6 月	生活介護事業移行
H20 年 1 月	福岡市 知的障がい者地域生活支援センター を福岡市より受託

通所施設では1年間の実生活時間での5~6分の1しか支援できません。(通所1日6.5h×年間開所240日=1,560h)(24h×365日=8760h)夕方以降の様々なレスパイトニーズに直面し、H11年有償ボランティアグループ「ほっとほっと」を結成。支援場所として民家を借り、「ほっとハウス」開設しスタートしました。



ヘルパーステーション ほっとほっと

サービス提供責任者 豊村佳代子（チーフ）、藤貴之、上片野亮
常勤スタッフ 中村美香、狩俣祥子、登録ヘルパー17名

事業；居宅介護、行動援護、移動支援、重度訪問介護

利用者；知的・身体障がい児者、精神障がい者（365日24時間）

20年度 3, 553件、契約者90人

21年8月 323件（居宅介護194、行動援護25、移動支援104）

特徴的な支援内容

- ；情緒が不安定（待合室の待機や幼い子が苦手）な人の通院
- てんかんの服薬処方、歯科、皮膚科、耳鼻科などの付き添い介助
- 高齢の保護者に代わっての自宅での入浴介助や排泄介助
- 区役所が認定した特別な理由（共働き、母子家庭など）の通学介助
- 兄弟児の通院や学校用事の時に自宅にて身辺介助
- 保護者の体調不良時に外出する際の付き添い介助
- プール等の公的施設利用の移動介助（施設内は介助対象とならないのでヘルパーは基本施設で待機している＝報酬なし）

ほっとほっとの現状と課題

事業開始後、予想以上に利用者が伸び、特に知的障がい児は全体の6割強を占めるようになりましたが、療育の難しさにも直面しています。やはり、学校との連携が不可欠だと感じています。

これまで、家族ではなかなか出来なかった、レストラン、コンサート、テーマパーク、図書館、理美容、病院通院、バスや電車の利用など、重度の障がい児者の社会参加の拡大に貢献していると思いますが、公共交通機関の利用が出来ない人、共働き家庭の通学や通所、プールや体育館内での付添いなど非常に要望が多いにもかかわらず、サービス提供できない矛盾にも直面しています。

行動援護の人たちは（エネルギーあふれる男性が多い）、強いこだわりとともに外出を好む傾向があります。行動問題やパニック時には公共交通機関に乗れない為、何時間も目的地まで往復を歩くことが多く、夏の暑い日はかなり体力を消耗します。外出時のトイレや急なパニックなどもあり、同性の男性スタッフのニーズが高いですが、ハードな仕事内容に報酬が伴わず、スタッフ確保が難しく大きな課題の一つです。

ネットワークと連携を大切にしています。福岡市障がい者生活支援事業所連絡会に加盟し、情報収集や研修などに役立てています。6月に行政（在宅支援課）と懇談会を行い、利用者様の現状をお伝えしました。今後も懇談を継続して頂き、より良い支援を提供していきたいと考えています。相談支援センター（自立支援協議会）とも連携して支援を行っています。

ショートステイ(短期入所、日中一時支援)

中司隼人(専従)

登録ヘルパー10名、生活介護支援員10名(シフト勤務)

事業;日中一時支援 9:00~22:00(木、日曜、祝祭日、12/29~1/3を除く)
;短期入所 1回につき48時間以内の宿泊を伴う支援(12/29~1/3を除く)

支援内容;介助者、家族が以下のような時に利用できます。

病気、出産、冠婚葬祭、事故、災害、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加、旅行、休息(仕事は含まない)など

居室、施設各作業室、食堂等での見守り、本体施設のレクリエーション等の活動参加。作業支援と異なり、基本的に居室等で、施設のDVD、ラジカセ、本、遊具に加え、ご本人が自宅で使用している遊具等を持参し、思い思いに自由に過ごしていただきます。ケースにより近くの公園や車での外出も行います。

利用者;身体・知的・精神障がい者、障がい児(原則児童)/日中一時は知的のみ

20年度 日中一時支援 572名(契約者110名)

短期入所 234回(契約者98名)

21年9月 日中一時支援60名 障がい程度区分5,6以上;43名(71.6%)

強度行動障がい者;16名(26.6%)

短期入所 15名 障がい程度区分5,6以上;9名(60%)

強度行動障がい者;6名(40%)

①日常の介助負担軽減、生活ニーズの支援

母親など介助者の通院、冠婚葬祭出席、高齢家族の介護、兄弟児の学校行事など

②ナイトケアを中心とする毎月定期的なレスパイト利用(多くは宿泊短期入所併用)

重度、行動障害のある方々と家族が、何十年スパンでの在宅生活を営むために、日中活動施設の利用と並行しての定期的、計画的な支援不可欠です。

③在宅者の日中活動事業所の待機待ち利用

年間を通した待機待ちや在宅の方々や特別支援学校卒業後のつなぎ利用。

④緊急時の連携

母親などの介護者が1ヶ月単位で入院し、入所施設の長期短期入所受け入れが難しいときに、学校、複数の短期入所、任意サービス、居宅介護等と連携しての支援。祖父母等親族の急逝によるお通夜時のナイトケア。当日朝要請があり、他事業所受け入れが困難な宿泊利用も時々あります。

⑤特別支援学校等の児童生徒の利用

特別支援学校学童の土曜日、夏、冬、春の長期休暇、行事明けの代休日の利用。学齢前幼児については専門的療育が必要なので緊急時以外受け入れていません。

⑥宿泊に向けての練習

慣れない宿泊に向けて、日中一時支援でナイトケアの練習を繰り返し、短期入所利用の定着をはかります。

⑦強度行動障がいの方々への取り組み

強い他害、大声、睡眠障がい、器物へのこだわり、パニック行動などのため、市内で毎日通える場のない方々に他事行所と連携しての日中活動、家族の介護負担軽減の支援。

○ 支援例

事例① 保護者からの要望

重度の知的障がい、行動障がい（パニック、自傷、睡眠障がい等）

- ・両親の介護負担が大きいうえ、母親の持病が悪化。父親は休まる時間がない。
- ・1日置きに日中一時支援と隔週で短期入所を利用、家庭での負担を減らす。
- ・定期的な利用で本人も見通しが持っている。

事例② 緊急対応（支援センターから）

知的障がい児 特別支援学校中等部

- ・母親と弟が母子入院。父親は仕事で帰りが夜遅い。
- ・車での学校の送迎ポイントまでの迎え、夜家までの送りを実施。
- ・放課後支援や、障がい児施設などと連携して、利用の日程調整。

事例③ 他事業所からの相談

通所施設利用者 重度知的障がい、行動障がい（自傷、他害、飲水）

- ・家庭での状態が悪く、本人、家族共に生活が乱れている。ホームヘルプ、ショートステイを利用し、本人の生活リズムの改善、家族の負担軽減をしたい。
- ・レスパイトニーズが高いが、ショートステイを利用できる場所が少ない。
- ・複数の事業所が集まり、ケア会議、サービス調整を行う。
- ・週に1度の短期入所、2度の行動援護（夕方）を定期的に利用し、家族の負担が減少。

事例④ 施設利用の待機待ち、体験

- ・日中活動利用前の体験利用。
- ・将来に向けて宿泊の体験、家庭外での生活の体験。
- ・緊急時受け止めの際、利用者、支援者お互いが混乱しないように慣れておく。

【仕事のやりがいと課題】

ショートステイには、宿泊支援と連携し、在宅障がい者と家族の方々の様々なスポット的な支援のニーズに臨機に 대응する機能があり、ニーズは非常に高まっています。支援終了後、家族の方から感謝されたり、困難事例の方に支援解決の道筋が見えてきたりするなど、スタッフは大きなやりがいを感じていますが課題もたくさんあります。

- (1) 増加する重度者の利用や送迎サービスのニーズにスタッフ不足で対応できていない。
- (2) 人件費に見合う報酬が低いために、連続 30 時間以上の不規則勤務などハードな業務のため、スタッフの安定的な確保が難しい。(4 週 160 時間、残業等の労働法規は遵守しています。) 昨年度、63 万円の赤字が出ています。(特に日中一時支援はやればやるほど赤字です。)
- (3) 緊急、一時的な利用のため、支援の仕方、過ごし方などメニュー組みが難しい。
- (4) 利用者情報の整理、周知。家族、事業所、ヘルパーの意思統一などケアマネージャーがいないので、支援スタッフが、たびたび支援調整会議に出席したり、調整しています。
- (5) 多様なニーズに応えるためスタッフの研修体制を十分に組みにくい。

福岡市知的障がい者地域生活支援センター葦の家

専任コーディネーター 末次恵一
ワーカー 田村祐季

支援の中から感じたこと…

センターでは地域で生活しておられる知的障がい者の方と関係者への相談支援を行い、現在までに150人程のケースの相談をお受けしています。制度の説明や行政手続きなどの簡単な支援もあれば、福祉制度の狭間で必要な支援が受けられず生活に困窮し続けている事例、制度の情報すら知らず何十年も家族だけで抱え込んでいる事例、金銭搾取や消費者被害にあっている事例、家族間の関係がこじれ日常的に暴力・虐待といったことが繰り返されている事例など、様々な相談がやってきます。

当たり前のことですが、知的障がいのある方は、理解することが苦手だったり判断することが難しかったりします。しかし、そのことが近親者も含め、周囲の方に理解して頂けていないことも多く、そこから問題が大きくなっている事例も少なくありません。

自己責任という言葉がよく聞かれますが、正しい情報や誤った情報が、きちんと整理されず行き交っている現代社会で知的障がいをもつ方々の自己責任とは一体何なのでしょう。「理解・判断することが難しい」のであれば、正しい情報をきちんと整理し、分かりやすく伝えることが必要です。また、ご家族にも正しい情報が伝わっておらず、きちんと伝わっていれば回避できたであろう問題も少なくありません。

制度はただ「作る」ことが重要なのではなく、きちんと「活用」することが大事だと思います。本当に困っている人が必要な支援を受けられるよう、今後も支援を続けていきたいと思っています。

理事会、評議員会開催

- 第3回理事会（9月26日）
 - 第1号議案 評議員選任案
 - 第2号議案 福祉介護人材処遇改善事業計画案
 - 第3号議案 福祉介護人材処遇改善事業計画に伴う規程改定
 - 第4号議案 ケアホーム開設準備委員会の設置について
- 第2回評議員会（9月26日）
 - 第1号議案 役員選任案
 - 第2～3号議案は理事会に同じ
- 第4回理事会（9月27日）
 - 第1号議案 理事長選出
 - 第2号議案 理事長職務代理1位、2位者の選出

中期計画策定委員会開催

- 第2回ケアホーム経費試算検討部会(6月17日)
- 第2回委員会（6月20日）
- 第3回委員会（8月5日）